



雪のまつたかないお正月を
過しホッとしておったが、
北陸地方 一帯を襲った異常寒
波で、日本海側の海岸線を中
心に里雪のお見舞を受け、少
々あわてさせられた。しかし

市民要求は積極予算で

私どもの地域では豪雪とまで
いかず、本当に喜こんでいる。
それでも二日間は道路確保の
ため、除雪対策にはほんとうに
せられたが害害もなく、ひと
安心」と胸をなでおろしてい
る。
いま、五十年の予算編成
作業を急いでいるところだが
一昨年来の物価高とう、イン
フレという現下の情勢からし
て、総需要抑制という国の方
針は変わらなず、一般公共事
業の伸びの面でもゼロに等しく、
新規事業は軒なみダウンの状
態である。こうした条件下で
新津市の五十年年度予算を編成
するだけに、正直のところ財
源調整に四苦八苦である。た
とえ前年度予算の二一・三％
増で予算編成をしたとしても
物価上昇に伴う実質事業量の
業を選択、優先し、昨年より
後退してはならないという大
前提で、財源確保に懸命にな
らざるを得ないのである。
不況の波に押し流され、市
民の諸要求が予算の上に反映

志田保

成人病の予防には キッカケつくりな 日常生活に十分注意を

人間のからだは、年をとっ
てくるとだれでも老化現象の
起きます。たとえば皮膚の
つやがなくなり、シワがふえ
髪の毛がうすくなったりする
のも老化現象です。内臓にも

脳卒中発作のきっかけは

①心配や興奮などの精神的緊張
②寒さとか急激な温度の
変化の中に身をさらす
こと
③睡眠不足や過労
急激な運動
④太り過ぎ
⑤脂肪のとりすぎ
⑥高血圧の
のみすぎ

成人病の日常生活は
脳卒中は、高血圧という土
台のうえに何かのきっかけが
加わって起こります。です
から、そのきっかけをつくら
ないために日常生活を考え
ればなりません。それには、
●寒さには十分注意を
●入浴はぬるめに
●便所には毎日規則正しく
●肥ることは危険です
●十分の睡眠と休養を
●お酒とタバコは少なめに
成人病予防週間は今年も実
施されています。定期的に健
康診断を受けるなり、日常生
活、食生活には十分注意を
心がけましょう。

身障者などは

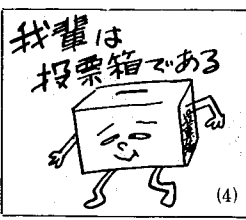
自宅で投票できます

法律が改正、今度の選挙から
該当者は早めに申請を
では証明書を発行します。こ
の証明書は、交付の日から四
年間有効で、その間に行われ
る選挙または投票に使用でき
るものです。
●投票用紙の請求
選挙の期日四日前までに選
管へ投票用紙と投票用封筒の
交付請求をすることができま
す。この場合、証明書を提示
して文書で請求します。
●郵便による投票の方法
今年が県・市議選と統一地
方選挙が予定されています。
次に該当されるかたで、こ
の制度を利用をご希望のかたは、
選管で早めに手続きを済ま
せておきましょう。
●この制度を利用できる人
からだの不自由な人で身障
者手帳または戦傷病手帳に
下の表の障害の程度が記載さ
れている人
●申請すると証明書を交付
申請が認定されると、選管

障害名	両下肢も しくは 一級か二級	心臓、じん 臓、呼吸器
身障者	1級か2級	1級か3級
戦傷病者	特別項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項 第11項 第12項 第13項 第14項 第15項 第16項 第17項 第18項 第19項 第20項 第21項 第22項 第23項 第24項 第25項 第26項 第27項 第28項 第29項 第30項 第31項 第32項 第33項 第34項 第35項 第36項 第37項 第38項 第39項 第40項 第41項 第42項 第43項 第44項 第45項 第46項 第47項 第48項 第49項 第50項 第51項 第52項 第53項 第54項 第55項 第56項 第57項 第58項 第59項 第60項 第61項 第62項 第63項 第64項 第65項 第66項 第67項 第68項 第69項 第70項 第71項 第72項 第73項 第74項 第75項 第76項 第77項 第78項 第79項 第80項 第81項 第82項 第83項 第84項 第85項 第86項 第87項 第88項 第89項 第90項 第91項 第92項 第93項 第94項 第95項 第96項 第97項 第98項 第99項 第100項	特別項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項 第11項 第12項 第13項 第14項 第15項 第16項 第17項 第18項 第19項 第20項 第21項 第22項 第23項 第24項 第25項 第26項 第27項 第28項 第29項 第30項 第31項 第32項 第33項 第34項 第35項 第36項 第37項 第38項 第39項 第40項 第41項 第42項 第43項 第44項 第45項 第46項 第47項 第48項 第49項 第50項 第51項 第52項 第53項 第54項 第55項 第56項 第57項 第58項 第59項 第60項 第61項 第62項 第63項 第64項 第65項 第66項 第67項 第68項 第69項 第70項 第71項 第72項 第73項 第74項 第75項 第76項 第77項 第78項 第79項 第80項 第81項 第82項 第83項 第84項 第85項 第86項 第87項 第88項 第89項 第90項 第91項 第92項 第93項 第94項 第95項 第96項 第97項 第98項 第99項 第100項

母子保健の向上を考える
母子保健の向上をはかり
と推進員のみならず、1月23日母子センターで研修
会を開きました。秋島先生から「子どものしつけ」の映画
を見て講演を聞いたあと、厚生省や東京都から迎えた講師
を囲み、推進員の役割などについて話し合いました。

選挙人名簿
選挙は、名簿に始まり名
簿に終わるとまでいわれて
いる。選挙人名簿は選挙の
基本である。これは永久選
挙人名簿であって、いつた
ん登録されると死亡・転出
以外は絶対抹消されない。
まず、当該市町村に住所
を有し、住民基本台帳に登
録されている満二十歳以上
の者で、その市町村に引続
き三か月以上住んでいる者
である。三か月以上とは単
に住んでいるだけでなく、
当該市町村に届け出た翌日
が起算日となり、年齢は
生まれた日が起算日とする。
しからば、いつ登録され
るのだらう。定時は年一回
（毎年九月一日現在）で、選
挙管理委員会（以下選管）
が職権をもって登録し、同
封筒に入れ封をし、封筒のお
もてに投票を記載した年月日、
場所を記載し署名します。こ
の封筒を、こんどは別の封筒
に入れ、そのおもてに「投票
在中」と記載して選管へ郵送
するものです。
なおこの不在者投票は、選
挙当日、投票所が閉鎖される
時刻までに選挙人の属する投
票区の管理者まで届かないと
無効となります。
以上が「郵便による不在者
投票」の手続きです。
●選挙期日：二月二十八日
●告示日：二月八日（土）
●立候補届出期間：二月八日
月十一日から五日間開覧の
上確定する。この開覧議申
し出もでき、これを定時登
録という。こうして翌年の
九月一日まで選管は毎月委
員会を開いて、死亡と転出
を抹消していく。ただし
転出については、四か月間
抹消を保留する。その理由
は、転出先で届出手続きそ
の他で日時を要したため、
選挙時において住所要件を
充足するにいたらず、両方



お買物、ご用命は市内で

ボリュームある肉料理専門店
すき焼
箱岩
新津市本町3 TEL(2)4516

コート&スーツ
男の服
ファッション
つちだ Mimi
新津市本町2 ☎40648 ☎40658

表具
鈴木一ひさ
一級技能士 法定防火壁装工店
訓練指導員 建設業登録店 本町3 ☎2-2035

素肌を薄くしたい白さに見せるメイクアップ
資生堂シフオネット
クリームファウンデーション
本町2丁目 マツヤ TEL 20418
第四銀行が向い、北越銀行がとなり